

城北の玄関 踏進する豊島 旧勝國雷池袋驛舍東側から写す

○……昨夏朝鮮に勃発した動乱は中共軍の介入によつて世界的規模で發展の様相を示し世界平和を希求する国連加盟諸國の眞摯な平和への努力と旧暦十五日ト大統領の発した非常事態宣言により、極度の緊張裡に昭和二十五年を送ることとなつた。

○……地方自治においては、昨年八月、シャープ勧告に基く地方税法案が難航の場所漸く成立し、地方住民は未曾有の重税を負担させられると共に、地方自治における市町村優先主義の結果、近く実施を豫想せられる行政事務の再配分、行政区劃の再編成において重大な權限と責任とを帯びることとなつた。昨夏の三区自治権拡充運動もこの局部的発現とみるとができない。又今年四月下旬に豫定せられる地方公共團體の首長及び地方議員の改選は、地方自

昭和二十六年の
新春を迎える

昭和二十六年一月一日

謹んで新年の御挨拶を申上
げ、區民各位の御清福を祈
ります

臺灣官報

昭和26年1月1日
第14號所
發行地
豊島區池袋1ノ642番地
豊島區役所
課助興之
運賃收銀
自松治澤大通101-5
電話印刷株式會社
新日本印刷工業

治法実施四年間における地方自治の実績に対する地方住民の批判と審判とを求めるものであり、その意義は高く評價せられねばならない。

○……本区においては、区議会を中心とする区民各位の絶大な御援助と御努力とにより、六、三制教育施設も完成の域

玄関としての威容日に備はり
第二の丸の内えのスタートが
切つて落されたことは洵に欣
快に堪えないところである。
かくして商工大豊島の建設の
基盤はすえられ、新生日本の
原動力は本区からこんこんと
して湧き出づるであろう。

○……昭和二十六年の新春を
迎えるに当り、二十二万区民
各位の御健勝と御多幸とを祈
り区政えの不斷の御協力をお
願いして已まない次第である

ある。
三、中央卸賣市場
土地七萬坪を有し全國集荷の一割を占めている。場長の説明によると特に正月用の野菜につき、今は不自由がけず、

のことであつた。本年は密
柑林檎は大豊作で密柑は一日
に百貨車の入荷があり林檎は
一億五千萬貫で日本新記録と
いふところである。

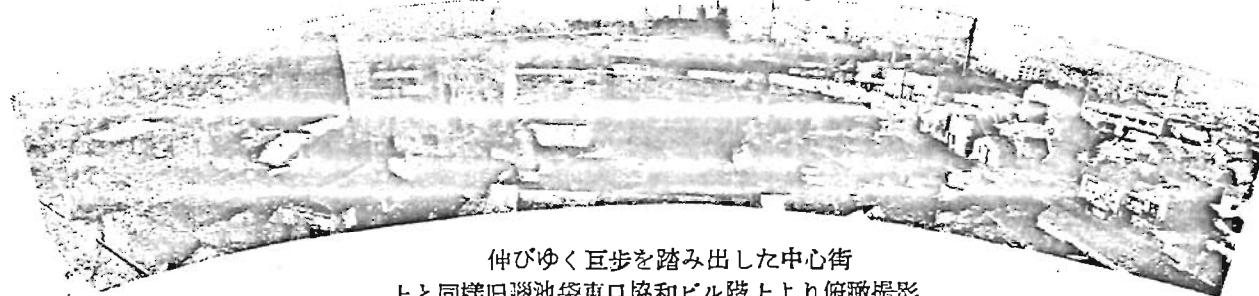
四、豊洲石炭埠頭
五、六千噸の貨物船三隻を横付けにする膨大なる埠頭で大東京の海の玄関として適しい見度である。一晩数回行

するクレーンがあり、貯炭場は千二百万噸の能力がある。

○都施設視察の議員会議室問題。音楽室の設置を希望する工の人の意見を聞く。

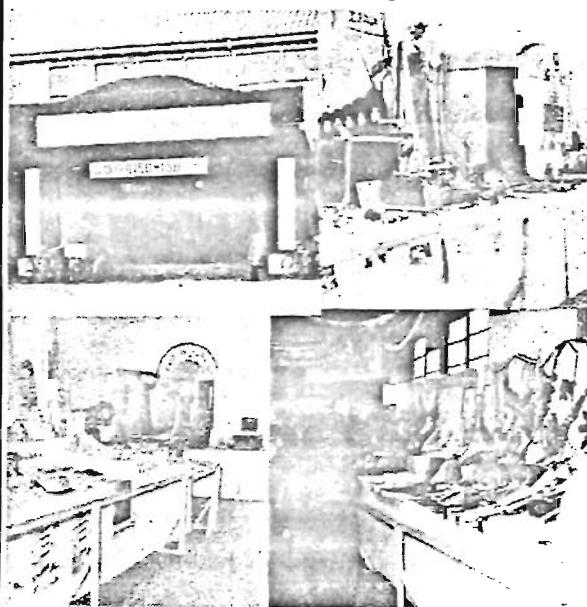
は東北が夫々首位を占めている開設以來の屠殺數は百三十九萬七千余頭、家畜舎の收容能力は約二千頭であり二十四年度の作業頭数は十五万八千余頭で関係職員數は七十九名である

相模相洋汽船で客船は一日に百貨車の入荷があり林檎は一億五千萬貫で日本新記録とのことである。



伸びゆく巨歩を踏み出した中心街
上と同様旧豊池袋東口協和ビル階上より俯瞰撮影

(写真は入口と第一・二会場)



商工豊島の粹を集めて

(カットは池袋驛前に設置した宣傳塔)

(前号既報)十二月十五日より十八日迄豊島区役所区内十三業者の生産品多數の出品を見、商工豊島の躍進振りを遺憾なく發揮した。本区内小、中學生の見學、区内の參觀は勿論、遠く埼玉方面よりの參觀をみる盛況で、遂に会期を二日間延長し連日会場を盛りする賑かさで所期の目的を達し発展途上にある商工豊島の面目躍如たるものがあつた。ついで十二月二十六日前十時より区役所に於て優秀生産品出品者に對し豊島区長須藤喜三郎並東京商工会議所会頭高橋龍太郎による感謝状授與式を舉行し、今後の本区商業の伸展に益々寄與せられる様切望し、昭和二十五年度本区商工振興対策の一端として計画した本展示会に終止符をうつた。



昭和二十五年工業調査
我が國に於ける一九五〇年世界センサスの最後をかざる一環として取り上げられた昭和二十五年工業センサスは、十二月三十一日を期して實施されることとなり、調査の範囲、方法等も從來より改正され、日本標準産業分類による製造業を中心として、製造問屋、又製造小賣業者が加えられ特に自轉車の製造高を把握するため、昭和二十五年中に新車

購入出来る。

米の配給については、一月十五日より同二十一日までの間に於て、消費者の登録によつて取扱業者が登録され、三月一日以後一年間は、世帯の登録した店舗と結付いて米の配給を受けることとなる。

米以外の主要食糧(精麦、小麦粉、乾麦粉、乾めん、パン、ゆでめん、生めん)の配給はフリークーポンによつて、全国の何れの小賣登録店からも自由に購入出来る。

昭和二十五年工業調査
十一月末現在で新春實施

主要食糧の改正について

一月一日より、主要食糧の配給方法が變り、米のみが、主要食糧購入通帳により、從來の粉食券に替つて、米以外の主要食糧の購入には「主要食糧選擇購入切符」(フリークーポン)によることとなつた。

(イ)配給内譯

一、米……四十五日分(通帳による)
二、米以外の主要食糧……四十五日分(フリークーポンによる)

(ロ)販賣所

一、米、精麥、小麦粉、乾めん……小賣販賣業者外食券食堂
甲(米屋)
二、パン、めん類……小賣販賣業者乙並パンめん類

廿七日 十二月に開催された委員會
廿一日 四日 區議會
十三日 六日 教育委員會、無所属
十四日 委員會合、幹事長会
十五日 開催幹事長会
十六日 幹事長会
土木委員會
文化委員會、保健衛
員が當ることとなつておりますから、特に御注意ねがいします。

す。近く調査対象になられる關係各位の所に調査員が出向いて参りました節は、よろしく御協力を願います。

明春行われる地方選舉に使用される昭和廿五年九月一日現在の基本選舉人名簿は、十二月廿日に確定した投票區別有権者数は下表のとおりであります。

なお、本名簿調整現在日以後あつたに資格を生じた方は、明春の選舉公示の際にその選舉のために申請の手續を行ふことによつて名簿に登載され投票を行うことができるようになります。

基本選舉簿

十二月に開催された委員會

区議會

開催された委員會

区議會

輝く区長賞

納税奨励ボスター優秀作品

授賞も同時に

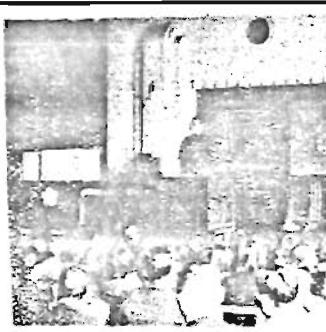
一こども銀行と郵便局に

都下二十三區共催に依り、華々しくその發足を見た大井区管競馬は豫想外の好成績裡に第二回を終了し、區財源の確保、ひいては區政伸展の一助として誠に慶びに堪えないこの期に區民各位の御理解と御協力とへ對し深甚なる謝意を表し、重ねて左記日程に依

開催についてお知らせ
都下二十三區管競馬場
新築十教室一式を十一月二十日
三日來賓、関係者多數出席盛
大に舉行した、請負人は渡辺
金川驥より徒歩三分

II 第三回特別區管競馬 II

開催についてお知らせ



白小學校講堂に於て取行われたが、此の日は各子供銀行、子供郵便局より數名宛の代表

くつきりと晴れあがめた十二月十三日、午前九時より子供銀行並

子供郵便局及び納税奨

優秀作品入賞者に対する區長賞授與式が、月

白小學校講堂に於て取行われたが、此の日は各子供銀行、子供郵便局より數名宛の代表

くつきりと晴れあが

た十二月十三日、午

前九時より子供銀行並

子供郵便局及び納税奨

優秀作品入賞者に対する

くつきりと晴れあが

須藤區長の挨拶の後、賞状、

賞品を夫々授與され、來賓と

貯蓄協力委員代表の祝辭を受

けて其の感激は一入深く授賞

者代表の答辭にも今後の力強

い決意を見せて意義深い會を

閉ぢ、その喜びを待つ友に分

とうとそれぞれの母校に歸つ

て行つた。

閉ぢ、その喜びを待つ友に分

區條例の解説

特別区稅條例

昭和二十五年九月十四日

昭和26年1月1日
C 東京都豊島区
特別区稅條例
昭和二十五年九月十四日
豊島區條例 第七號
さきの「シャープ勸告」によ
る地方稅法の全面改正の結果

必然的に当区特別区税条例も
新地方税法の主旨に沿い、改
正を行い、区税として賦課する
普通税は次に掲げるものゝみ
となりました。

以上の六種で從來、区税として賦課されて居た附加税は廢止となり「都税、地租税、家屋税、原動機税」又「独立税金庫税」は東京都へ移管され新設の「東京都豊島税務事務所」で取扱うこととなつて居ります。

以下條例に規定された区税の（A）賦課期日、（B）納期限、（C）賦課率等について概略を説明します。

一、特別国民税

（A）毎年六月一日。

（B）次の通り年四回です。

一期	七月一日から末日迄
二期	九月一日から末日迄
三期	十二月一日から末日迄
四期	翌年二月一日から末日迄

(C) 二、扶養親族 百円

(C) 四) 減免は、次に該當する者もしくは管理人の定めのあるもの等は「二千四百円」。
（C）二所得税額を課税標準として賦課する税率は「百分の十八」。

（C）三 均等割によつて課する税率の輕減は

一、四人以上の扶養親族を有する者で前年中の課税所得金額が十五万円未満のもの、また扶養親族の總數から三人を控除した残りの扶養親族一人について「百円」。

(B) 每年五月一日から末日迄、但し廿五年度分については「九月一日から末日まで」

(C) 税率は一台に付
 一輪車 年額 二百円
 三輪車 年額 三百円

(C.) (二) 次に掲げるものは課税しません。

- 一、商品であり使用せぬもの
- 二、小兒用小型自轉車。
- 三、自轉車製造、販賣業者が車体試験のため使用するものの（但し業者一人に付一台）
- (C.) (三) 次の自轉車について認めるものに対し、申請にて減免します。
- 一、公益のための直接専用自轉車。
- 二、生活保護法者の自轉車。
- 三、前各號のほか規則で定める自轉車。（つよく）

2、知事の認可が建設大臣の資格検定を受けた建築工事の確認になつたこと。

3、確認の處理期間が一般建築物は七日以内、大規模建築物及び特殊建築物は二十日以内になつたこと。

4、確認申請には建物の規模に應じ二百円から三千円までの申請手數料がいること。

5、但書による許可、異議の申立の受理と裁定は建築審議会にかけて決められること。

6、保安上危険、衛生上有害な建築物に行政上の措置を命ずるとき。私道の變更。

建築基準法について

解説の

三、用途地域關係
様々な用途の建物が混然として建てられては保安の衛生上、よくないので住居の安寧を維持するため、商業の利便を害しないため、工業の発達を増進するために住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域を指定して建物の用途、規模等の制限がなされるのである。

四、空地關係
敷地に対する建坪の割合を商業地域は七割、住居、準工業、工業の各地域はその敷地から三十平方米（九坪）を引いたものの六割に規

○ 平方米（百五十坪）を超えるときは主要構造部を耐火構造とし、その他の建物は外壁、軒裏を防火構造としなければならない。

都市に建つ建築物は大正八年から、市街地建築物法によつて取扱はれましたが、昭和二十五年十一月二十三日から、市街地建築物法及び同法に基く諸規則が廃止され、新たに建築基準法及び同法に基く諸規則によつて取扱はれるようになりました。

この法律は建築物の敷地、構造、設備、用途等について最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図つて公共の福祉を増進しようとすることを目的としているのであります。その要點を擧げますと

7、廢止、壁面線の指定のあつたとき、建築協定の提出のあつたときは公開による聽聞の制度が設けられたこと
、建築審議会、聴聞会、建築協定、特別工業地区、文教地区、美観地区等についての条例が設けられること

定され、更に住居地域内には空地々区を指定し、第一種から第五種までには延坪の割合を二割から六割まで、第六種から第九種までには建坪の割合を三割から五割までに制限をして、通風採光、日照等を確保しようとされるのである。